

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

建築士法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 手数料を徴収させ、その収入とさせる者を定める規定中、知事が指定する者に2級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務を行わせる根拠となる建築士法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、平成20年11月28日とする。